

中部地方下水道協会細則

- 総会議決 平成 23 年 5 月 25 日
 一部改正 平成 26 年 5 月 22 日 (1 項・2 項・3 項)
 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 (1 項・2 項・3 項)
 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 (1 項)

- 1 一種正会員の会費（1 年度当たりのものとする。以下同じ。）は、市町村等及び県の区分により、次の各号に掲げる額の合算額とする。

なお、この場合の人口及び総有収水量は、前々々年度 1 月 1 日現在の住民基本台帳の人口と前々々年度の年間有収水量の数値を適用するものとする。

(1) 市町村等

ア 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	200 万人以上		334,000 円
2 級	100 万人以上	200 万人未満	265,000 円
3 級	75 万人以上	100 万人未満	179,000 円
4 級	50 万人以上	75 万人未満	108,000 円
5 級	30 万人以上	50 万人未満	68,000 円
6 級	25 万人以上	30 万人未満	67,000 円
7 級	20 万人以上	25 万人未満	61,000 円
8 級	15 万人以上	20 万人未満	41,000 円
9 級	10 万人以上	15 万人未満	38,000 円
10 級	8 万人以上	10 万人未満	14,000 円
11 級	5 万人以上	8 万人未満	13,000 円
12 級	5 万人未満		7,000 円

(注) 地方公共団体の組合である場合は一律に 12 級適用とする。

イ 有収水量割額

終末処理場における年間汚水処理水量のうち、総有収水量を対象とし、次の表に定める基準により算定した額とする。

年 間 総 有 収 水 量		水 量 単 位 等	単価等
100 千立方メートルまで		定 額	289 円
100 千立方メートルを超え	1,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	289 円
1,000 千立方メートルを超え	10,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	176 円
10,000 千立方メートルを超え	100,000 千立方メートルまで	100 千立方メートルまでにつき	88 円
100,000 千立方メートルを超えるもの		100 千立方メートルまでにつき	32 円

(2) 県

ア 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	500 万人以上		169,320 円
2 級	200 万人以上	500 万人未満	127,280 円
3 級	100 万人以上	200 万人未満	91,830 円
4 級	100 万人未満		47,510 円

イ 有収水量割額

終末処理場における前々々年度の流域関連の有収水量の年間合計水量を対象とし、流域関連の有収水量の年間合計水量区分により、次の表に定める額とする。

級	流域関連の有収水量の年間合計水量	金額
1	150,000 千立方メートル以上	128,930 円
2	85,000 千立方メートル以上 150,000 千立方メートル未満	90,410 円
3	50,000 千立方メートル以上 85,000 千立方メートル未満	58,620 円
4	35,000 千立方メートル以上 50,000 千立方メートル未満	38,480 円
5	25,000 千立方メートル以上 35,000 千立方メートル未満	29,360 円
6	10,000 千立方メートル以上 25,000 千立方メートル未満	14,380 円
7	10,000 千立方メートル未満	7,490 円

2 二種正会員の会費は、次に定める額とする。

1 級 年額 9,900 円（設立母体が国等の会員）

2 級 年額 7,900 円（設立母体が地方公共団体等の会員）

3 パートナー会員の会費は、次に定める額とする。

なお、等級については、当該パートナー会員が公益社団法人日本下水道協会の賛助会員である場合にあっては前年度（入会年度においては当該年度）の公益社団法人日本下水道協会の会費等級を適用するものとし、公益社団法人日本下水道協会の賛助会員でない場合にあっては、一律に3級を適用するものとする。

特級 年額 27,000 円

1 級 年額 20,300 円

2 級 年額 13,500 円

3 級 年額 6,800 円

4 特別会員は会費の納入を要しない。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この細則の規定は、適用日から平成 23 年 6 月 30 日までの間、日本下水道協会中部地方支部に適用する。この場合において、この細則の規定中「中部地方下水道協会細則」とあるのは、「日本下水道協会中部地方支部細則」と読み替えるものとする。

3 この細則の規定に関わらず、当分の間、次の各号に掲げる場合の会費については、当該各号に定める会費を適用する。

(1) 市町村のうち、この細則の規定に基づく人口割額が前年度の人口割額（会費改定初年度の場合には、均等割額、人口割額及び前年度の日本下水道協会会費の基本額の 15% の請求額を合計した額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の人口割額

(2) 県のうち、この細則の規定に基づく有収水量割額が前年度の有収水量割額（会費改定初年度の場合には、前年度の日本下水道協会会費の調整額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の有収水量割額

（日本下水道協会中部地方支部細則の廃止）

4 日本下水道協会中部地方支部細則（昭和 39 年 11 月 28 日総会決議）は、廃止する。

（日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則の廃止）

5 日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則（昭和 22 年 5 月 27 日総会決議）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 5 月 22 日（第 51 回定時総会の日）から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。